

事 務 連 絡
平成24年7月18日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q&Aについて（その2）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う外国人住民に係る介護保険の被保険者資格の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24年1月25日付け老介発0125第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて」（平成24年6月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「Q&Aその1」という。）においてお示ししました。

今般、別添のとおりQ&A（その2）をまとめましたので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

問1 改正後の住民基本台帳法（以下「改正住基法」という。）の施行日以後に住
民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣の通知により、外国人住民の住民基
本台帳が遡って消除された場合、介護保険の資格喪失はいつになるのか。

（答）

資格喪失は、当該通知により外国人住民の住民基本台帳が遡って消除された日の
翌日となる。

※ Q & A その1の問5は削除する。

問2 改正住基法の施行により、日本人と外国人住民が同じ世帯となることで、市
町村民税非課税世帯が課税世帯になった場合、何月分の高額介護（予防）サー
ビス費の支給からそれを反映させるのか。

（答）

高額介護（予防）サービス費は、支給対象となるサービス利用月ごとに、それぞ
れの月の初日における対象被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の課税状況
により判断するため、改正住基法の施行の日に課税世帯となった場合は、平成24年
8月に利用したサービスに係る支給からそれを反映させることになる。